

議第 47 号

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

市営住宅の入居者資格を緩和するため、また老朽化した市営住宅を用途廃止するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例

下呂市市営住宅条例（平成16年下呂市条例第131号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																							
<p style="text-align: center;">（入居者の資格）</p> <p>第7条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 市町村税の滞納のない者。<u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（3）・（4） （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> <th style="width: 30%;">戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">高畑団地の項～花池団地の項 （略）</td> </tr> <tr> <td>大島団地</td> <td>下呂市小坂町大島 468番地1</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">川井田団地の項～味屋第2団地の項 （略）</td> </tr> <tr> <td>道添住宅</td> <td>下呂市小川1079番 地1</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">愛宕団地の項～白山団地の項 （略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	戸数	高畑団地の項～花池団地の項 （略）			大島団地	下呂市小坂町大島 468番地1	<u>2</u>	川井田団地の項～味屋第2団地の項 （略）			道添住宅	下呂市小川1079番 地1	16	愛宕団地の項～白山団地の項 （略）			<p style="text-align: center;">（入居者の資格）</p> <p>第7条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 市町村税の滞納のない者</p> <p>（3）・（4） （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> <th style="width: 30%;">戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">高畑団地の項～花池団地の項 （略）</td> </tr> <tr> <td>大島団地</td> <td>下呂市小坂町大島 468番地1</td> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">川井田団地の項～味屋第2団地の項 （略）</td> </tr> <tr> <td>道添住宅</td> <td>下呂市小川1079番 地1</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> <tr> <td><u>三原住宅</u></td> <td><u>下呂市三原9番地</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">愛宕団地の項～白山団地の項 （略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	戸数	高畑団地の項～花池団地の項 （略）			大島団地	下呂市小坂町大島 468番地1	<u>6</u>	川井田団地の項～味屋第2団地の項 （略）			道添住宅	下呂市小川1079番 地1	16	<u>三原住宅</u>	<u>下呂市三原9番地</u>	<u>4</u>	愛宕団地の項～白山団地の項 （略）		
名称	位置	戸数																																						
高畑団地の項～花池団地の項 （略）																																								
大島団地	下呂市小坂町大島 468番地1	<u>2</u>																																						
川井田団地の項～味屋第2団地の項 （略）																																								
道添住宅	下呂市小川1079番 地1	16																																						
愛宕団地の項～白山団地の項 （略）																																								
名称	位置	戸数																																						
高畑団地の項～花池団地の項 （略）																																								
大島団地	下呂市小坂町大島 468番地1	<u>6</u>																																						
川井田団地の項～味屋第2団地の項 （略）																																								
道添住宅	下呂市小川1079番 地1	16																																						
<u>三原住宅</u>	<u>下呂市三原9番地</u>	<u>4</u>																																						
愛宕団地の項～白山団地の項 （略）																																								

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

市営住宅の入居者資格を緩和するため、また老朽化した市営住宅を用途廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 入居者資格に市町村税の滞納のない者と規定してあるものを、例外規定を設け住宅確保要配慮者に配慮できるようにします。

(第7条関係)

(2) 老朽化した三原住宅を削除し、大島団地の6戸を2戸に修正します。

(別表関係)

(3) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則関係)